

第30回金沢地方裁判所委員会・第28回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成29年11月2日（木）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

金沢地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（地方裁判所委員会委員）

茜栄成委員，有賀信彦委員，鵜浦雅志委員，阪井博委員，田近年則委員（委員長，家裁委員会委員と兼任），田中聖浩委員，中宮紀伊子委員，西川嘉一委員，新田陽子委員，二木克明委員，湊口洋伸委員（五十音順）

（家庭裁判所委員会委員）

上田正浩委員，上本哲司委員，大島廣靖委員，加藤靖委員，合田篤子委員，田近年則委員（委員長，地裁委員会委員と兼任），角田雅彦委員，林桜子委員，福村一委員，松本和也委員，源義則委員（五十音順）

（オブザーバー）

紫藤民事首席書記官，林刑事首席書記官，長谷川首席家裁調査官，早川家裁首席書記官，鈴木地裁事務局長，松崎家裁事務局長

（事務担当者）

大場家裁総務課長，藤田地裁総務課課長補佐，武田家裁総務課課長補佐，福地地裁総務課庶務係長

4 意見交換のテーマ

障害者配慮の取組について

5 進行

(1) 新任委員紹介

(2) 前回委員会における意見交換についての報告

(3) 裁判所からの概要説明

(4) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

(□は委員長の発言・○は委員の発言・△はオブザーバーの発言)

1 庁舎のバリアフリー設備及び補助器具等について

- 障害者に対する案内は、受付から窓口や法廷までだけではなく、来庁して車を降りたところから受付までしてもらえるとよい。
- 海外の空港では、空港から離れた駐車場まで案内してもらえたり、車いすを背負ってタラップの乗り降りを手伝ってくれるところもあり、その人に合わせたサービスを提供しようとする精神が根付いているように見受けられる。裁判所でも、庁舎内に限定することなく、敷地に入ったところから配慮がなされるとよい。
- 当病院では、出入口に人を配置して、来院される方の手伝いをしている。また、院内には歩行器やショッピングカートのような荷物を運ぶためのカート等を備え置いている。職員に対しても、車いすの使い方や車いす使用者に対する手伝い方、視覚障害者の誘導方法等について、定期的に研修を行っている。
- 現在、市内を運行している当社のバスのほとんどがノンステップバスであり、車いすで乗降するためのスロープの使用方法について、乗務員に対して研修を行っている。そのほか、電車とホームの隙間を埋める器材を備え置いたり、また、ベビーカーを利用される方が、そのまま乗車できるような対策も進めているところである。
- 数年前に社屋を建てた際に、バリアフリーを意識し、多目的トイレを設置したり、車いすを備え置いたりした。自分の車いすをお持ちであっても、店のものを利用の方が便利だとの声をいただいている。
- 裁判所には、ちょっとした休憩ができるようなスペースはあるのか。
- △ 休憩スペースとして、和室やソファが備え置かれている休養室があるほか、各階に待合室がある。

- 設備や器具の説明を聞いたが、健常者だけで話していても気付かないことがあるので、障害のある方の声を聞くことが重要である。

2 職員の研修及び全国の裁判所における障害者対応事例について

- 周辺市道の点字ブロック敷設について、点字ブロックを設置することについての行政との話合いの場に裁判所がオブザーバーとして参加する方法もあったのではないかと。
- 障害者に対する対応は個々の事案や時々事情により異なるものではあるが、裁判所が話合いに出席することで、後に紛争になった際の中立性を損ねることになりかねず、対応しないケースもあるのではないかとと思われる。
- 先ほど視聴した庁舎のバリアフリーの様子を撮影した動画を、研修等の機会に講師に見てもらい、アドバイスを受けられれば、職員の習熟度が上がるのではないかと。
- 研修の際には、窓口で対応している職員にアンケートを実施するなどして、現場での気づきや声を聞く機会としてみてはどうか。
- てんかんの発作が起こった際など、緊急時に居合わせた職員が何をするか等をまとめたチャートのようなものはあるのか。
- △ 危機管理要領として、非常時に行うべき対応をまとめた一覧形式のチャートを作成し、職員に周知している。
- 要領はいろいろな緊急場面を想定したものであり、緊急時の役割分担や連絡態勢等をまとめており、対応要領に従った行動ができるよう訓練も行っている。また、緊急時に看護師や非常勤の医師が在庁していれば連絡し、対応することとしている。
- 障害者からの要望を踏まえて、取扱いを変えた事例はあるか。
- 最高裁判所では全国の裁判所でなされた障害者に対する配慮事例を取りまとめて、各庁で参照できるようにしており、要望に対応した事例、対応しなかった事例を集積し、適切な対応を行うことができるよう対処している。

○ 弁護士会では、個々の弁護士事務所の設備を全てバリアフリーに整備することは困難であるが、主にソフト面での意識の共通を図ることを試みている。また、法テラスでは高齢者や障害者本人からではなく、社会福祉協議会などの関係機関の支援者からの法律相談の申込みを受けることが可能となったことから、弁護士会としても弁護士の派遣を行えるように準備をしている。

ところで、裁判所では、書面を書く場面が多いが、筆記が困難である場合には、どのような対応がとられるのか。

△ 宣誓書に署名できないときは、書記官が宣誓書にその旨を付記し、署名に代えることが可能である。また、手続によっては窓口で書記官が申立内容を聴取し、書面化することもある。

□ 口頭受理の申出については、法的根拠がないものもあり、必ずしも要望に沿えない場合がある。その際には、必要に応じ、法テラスや福祉機関と連携を取っている。

○ 当大学では、入試段階から、受験者の障害の程度に応じて、1人で試験を受けることができる部屋を提供するといった配慮を行っているほか、専門職員を配置した相談コーナーを設置している。また、授業でノートをとることができない学生のために、ノートテイカーのボランティアを募集するなどして、サポート体制を整えている。

○ 社内に障害者がいると、障害者に対する理解が深まると思われる。裁判所における障害者の法定雇用率はどの程度か。

○ 厚生労働省が公表している集計結果によると、公的機関の法定雇用率は2.3パーセントであり、平成28年6月現在の司法機関全体の実雇用率は2.7パーセントとなっている。

□ 車いすを利用している裁判官がいると聞いており、実際に執務することで、職員の認識が深まった事例はある。

○ 製造の現場では、いろいろな障害を持つ方が働いている。できない仕事もある

が、できる仕事も多く、繁忙期には軽作業等をお願いし、活躍してもらっている。障害者と一緒に働くことで、職場で人を思いやる光景が多くみられ、続けていきたいと感じている。

- 検察庁では、住居不定無職の障害者である被疑者を不起訴処分とした際に、市の自立支援サポートセンターと連携し、再犯防止に取り組んだ事例がある。被疑者とのコミュニケーションに際しては、あらかじめ会話カードを用意し、スムーズなやり取りができるような工夫をした。
- 要配慮者接遇に関する研修を行う際には、対象となる職員の習熟度や、職員の異動を考慮した、体系的な研修となるようなプログラムを企画し、研修を積み上げていくことが重要であると感じた。
- 通常学級でも障害がある生徒がいるので、試験の際に問題用紙を拡大する、座席を前方にするなど、できる限りの配慮を行っている。ろう学校では、先生が生徒に接する際には手話を使うだけでなく、大きな声で、表情豊かにコミュニケーションをとっている。また、子どもの特性にあった接し方を学べる研修を行っている。
- 障害者への対応に関連して、私が講義をした研修の参加者からは、座学だけではなく、ロールプレイを交えた研修でないと実際に対応することができないとの感想が出されている。
- 今回のテーマは、継続的に取り組んでいかなければならない問題である。いただいた意見を整理し、障害者に対する合理的配慮の取組の参考とさせていただく。